

総務常任委員会

令和6年5月22日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫	○奥村 容子	溝部真紀子
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川議長		

2. 理事者出席者

町長	中西 和夫	副町長	加藤 恵三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
総務課長	松岡 洋右	同課長補佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	政策財政課長	中尾 歩美
同課長補佐	関元 佑治	税務課長	真弓 啓
同係長	栗巣 仁也	会計管理者	安藤 晴康
教育次長	本庄 徳光	教委総務課長	仲村 佳真
同課長補佐	柳井孝一朗	同課長補佐	松本 暢之
生涯学習課参事	平田 政彦	同課長補佐	今田 善友

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同係長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先日の全員協議会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。奥村副委員長ともどもよろしくお願ひいたします。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。

初めに、1. 繼続審査を議題とします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関するについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習

おはようございます。

課参事

それでは、1. 繼続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告いたします。

史跡藤ノ木古墳文化財体験アプリ「AR藤ノ木古墳散策」についてであります。

このアプリは、藤ノ木古墳の一層の周知に役立ててほしいとの意向で寄附いただいた財源を活用しまして制作し、その運用を開始しております。藤ノ木古墳の魅力を伝えるとともに、より多くの方に来訪いただき現地で楽しみながら学べる内容を備えており、また町内の古墳スタンプラリーの機能も備えていることから、藤ノ木古墳だけではなく町内にある古墳を巡っていただき、当町への来訪者の増加を期待しているところであります。

次に、史跡藤ノ木古墳の春季の石室特別公開ですが、5月25日（土）と26日

(日) の二日間開催いたします。なお、今回は昨年度までコロナ対策として実施しておりました人数制限を設けました事前申込制による受付から、従来どおりの当日受付の方法で実施いたします。

次に、斑鳩町文化財活用センターの展示会についてであります。

6月30日（日）までを展示期間として、文化財センター春季企画展「発掘調査速報展 新たに見つかった斑鳩のお宝」を現在開催しております。

この展示会では、昨年度当町が実施しました発掘調査の成果をいち早くお伝えすることを目的に開催するものであり、大変貴重な調査成果がありましたことから現地説明会を開催しました舟塚古墳や若草伽藍跡推定地のほか、中宮寺跡周辺遺跡やいかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査の成果をご紹介しております。

また、関連行事としまして、6月9日（日）の午後1時30分より、斑鳩町中央公民館において、舟塚古墳の発掘調査を担当されました奈良大学の豊島直博教授と、若草伽藍跡推定地の発掘調査を担当しました当町生涯学習課の荒木課長補佐による発掘調査の成果の報告を内容とした歴史講演会を開催いたします。5月13日より先着順で講演会への参加者100名の募集を行っているところであります。

次に、史跡中宮寺跡の活用についてであります。

4月27日から5月12日の間、町民の皆さまからご寄附いただいた鯉のぼりを掲揚いたしますとともに、ゴールデンウィーク期間中の5月5日のこどもの日には、イベントを開催しました。

当日は、ボランティアの方々や関係機関にもご協力をいただき、歴史学習として中宮寺跡の現地解説や勾玉づくりのほか、子どもの遊び場での昔のなつかしい遊びや和太鼓体験、軽スポーツ、紙芝居の青空おはなし会、ちびっこ消防士、パトカーの展示や撮影会などを企画し、多くのこどもたちとご家族の方に楽しんでいただきました。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関するについての報告であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員 藤ノ木のARのアプリの件なんですけども、システム的に町のホームページから

ダウンロードできるようになっているとか、その辺のシステムちょっと教えてほしいんですけども。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 このアプリの広報の仕方としましては、まず大きくはチラシを印刷しまして、それの配布で、QRコードから読み取っていただく、それはiPhoneであってもAndroidであってもどちらも対応できるようにQRコードを示しております。また、通常でAR藤ノ木古墳なりの検索をしていただきますと、インストールする画面も出てきますので、そういう形での一般の利用をしていただけます。今、質問者のおっしゃいましたホームページ等にもチラシを掲げまして、それからQRコードを読んでいただく等の対応もできるようにしておりますので、広く活用していただけるものと考えております。

木澤委員 現時点では人ぐらいでダウンロードされていますか。

生涯学習
課参事 ダウンロード数は現在のところまだ会社のほうからの報告を受けておりませんので、また次の機会にもご報告させていただきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和5年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。

真弓税務課長。

税務課長 おはようございます。

それでは、各課報告事項(1)令和5年度町税不納欠損処分について、ご報告い

いたします。資料1をご覧ください。

本報告は、地方税法の規定に基づいて、令和5年度の町税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものでございます。

資料の1ページ目、（1）事由別内訳表をご覧いただきたいと思います。

はじめに、「地方税法第15条の7第4項」によるものであります。

この表の下の欄外に記載しておりますが、「滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するもの」であります。この事由により不納欠損処分を行ったものは、4人で、37万2,305円となっております。

次に、「地方税法第15条の7第5項」によるものであります。これは、「滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるもの」であります。

この事由により、不納欠損処分を行ったものは、8人で、31万4,675円となっております。

次に、「地方税法第18条第1項」によるものであります。こちらは「消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するもの」であります。この事由により不納欠損処分を行ったものは、7人で、11万8,235円となっております。

なお、本事由による不納欠損については、すべて地方税法第15条の7第1項による滞納処分の執行停止を行っておりましたが、停止期間の3年を経過するより前に時効が到来したものでございます。これら、町税の不納欠損処分の税目別合計は、個人町民税で8人、49万3,115円、法人町民税は0円、固定資産税・都市計画税は6人で、うち、固定資産税が23万3,969円、都市計画税が2万5,731円、軽自動車税は5人、5万2,400円で、全体では80万5,215円となっております。

なお、次ページ以降に、年度別内訳と不納欠損処分の推移について記載しております。

以上、令和5年度町税不納欠損処分についての報告とさせていただきます。

よろしくお願い申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員	令和元年から人数的には減ってきているんですけども、この間コロナがあって、 当時そんなに滞納が増えたっていう認識がなかったんですけども、特にその辺については今後影響が出てくるということはないんでしょうか。
委員長	真弓税務課長。
税務課長	コロナの対策としましては納税猶予ということはあったと思いますけども、この不納欠損に直接起因するということではないというふうに考えております。
委員長	中川議長。
議長	固定資産税の不納欠損処分しているのが、何件かあるねんけども、この固定資産税ということは財産があるということやねんけど、結局抵当権が打ってて、処分できないという理解でええのかな。
税務課長	うちの方だけでなく他にも抵当権を打たれているという場合に、そちらの方がウエイトが大きいという場合がございまして、恐らく参加したとしても配当がないというようなことはございます。ですので、抵当権だけがということではないと思いますけども。
委員長	暫時休憩します。
	(午前9時12分 休憩)
	(午前9時13分 再開)
委員長	再開します。 中川議長。
議長	それとこの軽自動車税、3年もしくは5年滞納して不納欠損なっているねんけども、乗っているか乗っていないか町では判断できないやろうけど、3年、5年滞納しているということは必ず検査ないということやねんな。2年に1回検査受けなあかんねんから。その検査のない車を町内走られたら、あてられたらたまたもんやな

いなというように考えるねんけども、この3年、5年滯納している車を県と連携して検査を受けさせられるようなこととか、逆に検査して車を乗らせないようにするとか、そういう手立てはないのかな。乗っているか乗っていないか自身も町は判断しないやろうけども、わかっているんやったら教えてもらえますか。

税務課長 不納欠損した分につきましては、それまでに廃車処分をしているものではございません。税金だけが残っているという形になってますので、ちょっとお答えとは違うんですけども。我々の関与できるところは納税の部分だけですので、納税をしてない場合には車検を受けれないという仕掛けにもなっておりますので、走らせないことはできているという、理論上はそうなっておりますけども、そこはうちでできることというのはそこあたりなのかなと思っております。

議長 今回の場合は廃車して、車のないやつで税だけ残っているという理解でよろしいねんな。

税務課長 その通りです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 不登校対策の充実「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進について、理事者の報告を求めます。仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、2. 各課報告事項の不登校対策の充実「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧いただけますでしょうか。

不登校対策の充実といたしまして、新たに、本年度から、斑鳩の子ども達の社会的自立を支えるため、本町独自の取組みとして、“アイ・キャッチ”プロジェクトを実施することとしております。

このプロジェクトは、主として「未然防止」と「初期対応」の2つの柱で充実を

図るもので、未然防止は、すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力ある学校づくり」を進めることを基本とし、「初期対応」は、休みがちなすべての児童生徒を対象に「“なぜ、休みたいと思うのか”ということにこだわり、かかる」取組みと、初めて休む児童生徒の「2日目の欠席に深くかかり、休みを長期化させない」取組みを、並行して実施することとしております。

それでは、1枚開いていただき、左側の「もくじ」をご覧いただけますでしょうか。本プロジェクトは、「I 趣旨」、「II 不登校児童生徒の現状」、「III 教育相談の充実」、「IV 斑鳩の子ども達の社会的自立を支える」、「V “アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進」の5つの項目にて、構成しております。

続きまして、1ページをご覧いただけますでしょうか。

「I 趣旨」についてであります。近年、学校教育を取り巻く課題として、いじめ、暴力行為、不登校等の生徒指導上の課題が深刻化し、生徒指導を巡る状況は大きく変化しております。

特に、不登校児童生徒は全国的にも増加し、背景も多様化しており、個々に応じた的確な支援を進めることが大変難しい状況にあります。

本町においても同様の状況にあり、この不登校対策を最重要課題として捉え、誰一人取り残さず支援するため、「教育機会の確保」の基本理念等の更なる理解と、不登校児童生徒を出さない積極的な生徒指導を進めることを趣旨としております。

続きまして、「II 不登校児童生徒の現状」についてであります。

はじめに、「第1 斑鳩町の不登校児童生徒数」についてであります、

本町における不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、令和4年度における不登校児童生徒数は、小学校で23人（全体の1.47%）、中学校で44人（同5.67%）で、平成29年度と比べると小学校が5.8倍、中学校が4倍となっております。

また、次の2ページとなりますが、本町の不登校児童生徒数は、奈良県・全国平均とほぼ同じ水準で増加している状況でございます。

次に、「第2 斑鳩町の不登校の要因」についてであります。

文部科学省が行っております「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に関し、この調査は、教員を対象として実施した調査となっておりますが、教員の見立てとした不登校の要因は、小学校・中学校ともに

「無気力・不安」が最も多くなっております。

一方で、令和2年度に文部科学省が小学校第6学年と中学校第2学年の不登校児童生徒本人を対象に行った「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」によると、最初に学校に行きづらいと感じ始めることとなったきっかけは、小学生では「先生のこと」が最も多くなっており、また、中学生では「身体の不調」が最も多い結果となっております。

この2つの調査から、調査の項目、内容による差異はありますものの、不登校の要因として、子どもが学校を休む理由が「教員の見立て」と「子どもの思い」によって異なりが生じており、子ども達が欠席する背景をしっかりと掴まないと「登校を促す指導が本人を苦しめる」ことにつながってしまうこととなることに留意する必要があります。

続きまして、15ページをご覧いただけますでしょうか。

「Ⅲ 教育相談の充実」についてであります。“学校に行きづらい”ことについて「誰にも相談しなかった」と回答した不登校児童生徒が、小学生では、36%、中学生では、42%にのぼることが、文部科学省が行った「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」から明らかになっております。

のことから、15ページから19ページにかけて、（1）子どものサインを見逃さない、（2）“森を見て木を育てる” “木を見て森を育てる” 教育相談を実践、（3）カウンセリングマインドを生かした教育相談 「傾聴」と「共感」として、教職員が、子どもたちから、教育相談を受ける際の、ポイントや留意事項について、記載をさせていただいております。

続きまして、20ページをご覧いただけますでしょうか。

「Ⅳ 斑鳩の子ども達の社会的自立を支える」についてであります。この項目では、不登校に対する法令等制度的枠組みについて、取りまとめております。

22ページをご覧いただけますでしょうか。出席扱いに係る斑鳩町の基本の方針として、学校、不登校児童生徒の保護者、斑鳩町子どもと親のフリースペース“くるむ”及び学校外の公的機関・民間施設など支援施設等と連携・連絡を図り、「ICTを活用した学習活動を行った場合」、「学校が用意した課題を提出した場合」などの学習支援活動を行った場合は、出席扱いとすることができるものとしております。その際、学校と支援施設等が必要に応じて協議し、当該児童生徒の学習支援計画を立て、支援施設等は「計画書」並びに「報告書」を学校に提出することとし

ております。

この方針を受け、今後、斑鳩町子どもと親のフリースペース“くるむ”におきましても、「ＩＣＴを活用した学習活動を行った場合」、「学校が用意した課題を提示した場合」などの学習支援活動を行った場合は、今年度から、出席扱いとしてまいりたいと考えております。

29ページをお願いできますでしょうか。「V 「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進」についてであります。

プロジェクトの名称でもあります「アイ・キャッチ」とは、“アイ”が意味する「目」「まなざし」「視力」「観察力」と、“キャッチ”が意味する「捉える」「捕まえる」「掴む」「ひきつける」が合わさった和製英語であります。この“アイ・キャッチ”的基本は「風をよむ」ことで、自分の周りで何が起きているのか把握し、その現実を直視し、一歩先にあるものに目を向け、予測し、対策を考え、柔軟かつ的確に対応する力を意味し、この力を教職員に意識していただくことを目的としています。

31ページをご覧いただけますでしょうか。不登校児童生徒を生まない未然防止として、次の32ページにかけ、「魅力的な学校づくり」の5つの視点として、①温かな学級づくり、②子ども同士や先生との絆づくり、③分かる授業づくり、④幼・小・中学校の連携、⑤家庭との連携を図る方針を掲げております。また、33ページでは、不登校における初期対応として、不登校兆候の9つのチェックポイントや、欠席した時のアクションとして、教職員の取るべき行動内容を掲げております。

次に、34ページから35ページにかけて、「休みはじめの対処」として、休みはじめの1日目から7日目までの教職員の取るべき行動内容を具体的に、掲げております。

次に、36ページでは、長引く欠席への対処として、スクールカウンセラー等の専門家も交えたケース会議の開催や関係機関との連携等、不登校が長期化している児童生徒に対する教職員の取るべき行動内容を掲げております。

教育委員会といたしましては、このプロジェクトを各小・中学校において、着実に実施していくことにより、不登校児童対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、2. 各課報告事項の（2）不登校対策の充実「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進についてのご説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

- 委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
- 嶋田委員。
- 嶋田委員 これは1対1、すなわち先生と生徒、個人と個人、学校という組織と個人、これどちらで考えたらいいんですか。
- 委員長 仲村教委総務課長。
- 教委総務課長 こちらにつきましては、休みはじめたお子様に対する教員としての取組み内容を掲げておりますとともに、それを教員一人ひとりに任せることではなくて、組織的にその状況を確認をしながら、学校全体で不登校対策に取り組んでいくというような形で取りまとめております。
- 嶋田委員 学校全体で取り組むというのはわかりましたけれども、そしたら生徒側として生徒個人で取組むのんか、家庭、その生徒の家庭で取組むのか、ただし、その家庭、不登校は学校の問題やさかいにわしゃ知らんと言われたときにどういうふうな対処をしていくのか、そこらへん教えてください。
- 教委総務課長 こちらにつきましては、保護者との連携というのは当然必要になってこようかと思います。また、教員だけでなく保護者の方が専門的な相談をされたいという場合につきましては、スクールカウンセラー等に繋げまして、学校全体として保護者との思い、また子どもの思いにも寄り添いながら、不登校対策については取り組んでいきたいと考えております。
- 嶋田委員 僕の言い方悪かったんかな。保護者は学校でやってくれと言われた場合にどうするのですわ。学校が保護者と一緒にになってやなしに、保護者はもう放棄しちゃったと、その場合にどうするのかということです。
- 教委総務課長 その場合につきましては、子どもさん直接に働きかけていくというところが大事になってこようかと思うんですけども、やはり保護者の理解も得ながらというところ

ろが必要になってまいりますので、学校の責任という形なったとしても、お子様がどのような感じで感じておられて、なぜ学校に行けないと感じられているのかという理由につきまして深くお聞き、話をさせていただくことによって必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

嶋田委員 こんな言い方したらなんんですけど、現場知らん人の言い方ですわ、それは。まず学校と話しなさいよ、課長自身が。

委員長 山本教育長。

教育長 今の委員の質問に適切に回答する内容になるかどうかわかりませんけども、今、不登校のお子さんご父兄が一番困っているという状況があります。実は一番困っているのはお子さんなんですが、保護者の方も、お子さんがなんで不登校になっているかということがわからない、どうすればいいかわからない。そこで委員がお述べのように放棄されると児童虐待になりますので、これは児相との連携の話にもなってくるわけなんですが、今、ありがたいことに斑鳩町ではそういう状況はございません。どちらかというと保護者の方がなんとか助けてほしいという状況にございます。お子さんが3年、4年、5年と長きにわたり不登校状況になると、保護者の方も今度は学校へ行かすより、子どもの生き方を学校じゃなくて違ったところでということで考える保護者の方もおられますので、いろんな保護者の方に対応するために今回、「くるむ」というのが新しく昨年度からできていますので、そこで子どもたちをお預かりしながら、保護者との電話相談もお受けしながら、また、臨床心理士ではないですけども、カウンセラーできるものを対応していますので、カウンセリングも行いながら、いろんな手法を講じながら、保護者の方が放棄しない方向で考えていきたい、そのためには学校が家庭訪問をしながら、保護者のお困り感にも迫っていく、放棄したいという状況があるならば、学校がそれを受け取ってさっき課長のほうから話ございましたように、学校の中に不登校対策委員会、すべて5校設けておりますので、その中で、学校全体の課題として取り組んで、保護者のお困り感に迫っていく、言葉でいうと簡単な形なんですけど、非常に課題が多くて、時間がかかる中身ですけども、そこへ迫っていきたいというのが、このプロジェクトでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。
- 溝部委員 今、「くるむ」のお話をいただいたと思うんですけども、「くるむ」にはこの不登校のなかからどれくらい利用されているのかっていうのは、数字教えていただけるのでしょうか。
- 委員長 仲村教育委員会総務課長。
- 教委総務課長 現在、入室の決定を行っております児童・生徒については、3人となっております。
- 溝部委員 今の不登校の数から比べると、まあ、ちょっと入室は少ないかなあと思うんですけども、そこはハードルといいますか、それは何かあるとすれば、どんなことが考えられるんですか。
- 教委総務課長 特に、長期化が不登校になっているお子様については、家の外に出ること自体が、やはり、大きなまずステップになるかと、いうことになりますので、そのあたり、学校等を通じまして、一度、こういうところがあるので行ってみてはどうですかというようなお話をいただきながら、利用のほうを勧めていくというようなことでございます。
- 溝部委員 いろいろと取組み、こういうような子たちにも進めていただいて、ありがたいなと思うんですけども、私もちょうど子どもにかかわることもあるので、思うんですけど。子どもってほんと、都合の悪いこととかは、なかなか、本音のことって大人に隠すというか、ほんとのことを言ってくれないケースってほんとに多くって、この中に、今見たら、傾聴のこととかも書いて、私もすごく興味があるんですけども、その傾聴するにも、対おとな、誰に傾聴してもらうのかというのが、すごく大切なことやと思いますので、信頼できる大人といいますか、そういう関わり合いをしっかりと築いていってもらえるように、お願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長	ほかにございませんか。 中川議長。
議 長	この資料の3ページの教員の見立てと子どもの思いで、子どもの思いの中では先生のことが、1番3番に入っているねんけど、教える側の先生自身がそれに気づいてないということは、先生自体の教育がいるのかなと、私は感じたのがひとつと、22ページのICTを活用したというの、今言うた「くるむ」っていうのかな、それに参加してたら出席扱い、これは不登校を認めるものではないかなというような思いがしてんけど、その点についてお答えできるんやつたら教えてください。
委員長	仲村教委総務課長。
教委総務 課長	今、おっしゃっていただきましたとおり、教員の見立てと子どもの思いがずれが生じているということをここで少し認識も改めるという意味で、この調査の結果ということを取りまとめて、今、教員のほうに周知をさせていただくとともに、何が原因であるのかということについて、自分の思いよりもまず相手の話を聞くという傾聴のほうを重視しているということで子どもたちの思いを掘り下げていくということを行ってほしいということをまず教員のほうに周知をしていっているということが1点です。出席の関係なんですけども、児童生徒が登校していないことについてなんらかの後ろめたさを感じられている場合については、出席扱いになることによってですね、やるべきことをやっているということを感じて、その児童生徒の自己肯定感、自分はできるんだという気持ちを醸成することによって、それで新たにまた登校につなげていくと、そして学習の補助という意味でもICTを使って授業を見ていただくことによって、学習の学びにつなげていくと、この二つのメリットがあるのかなということで感じております。
議 長	2点目の答弁については理解できますねんけどもね、逆に行くかんでもこれで出席になるやん、ずっと行かんでええやんと思う子が出てこないかなという思いがあつたからお聞きしたんですけども。その点についてはどうですやろ。
教委総務	なかなか不登校の児童生徒さんの中で、どうしても家から出れないというところ

課長	になってくるということで、それでも出席扱いをしないというよりも、今、文部科学省においてもなんらかの学習的な保障がなされている場合については、できる限り出席扱いをして先ほど申しあげましたような自己肯定感につなげていくというような方針で今行っておりますので、学校に行くだけが学びではないというようなところというのも、文部科学省としても考え方として出ておりますので、一人ひとりの状態に見合った学習の保障、学びの保障という観点からできることをやっていくということの観点でやっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
委員長	山本教育長。
教育長	少し補足させていただきたいと思います。ひとつ目の質問なんですけども、課長が申したそのとおりでございます。プロジェクトの4、5ページを見ていただきまして、いわゆる調査の選択肢の中に、文科省が行った教師の見立ての中には先生のことという選択肢がない、ですから文科省の方には、県教委を通してなんすけれども、これを比較するのであれば、選択肢が違うのっていうのはおかしいんじゃないかなという話もさせていただいているところでございます。ですから、教師が見立ての中にはないんですけども、ただ、課長が申しましたように、子どもたちは先生のことだと思っていることを選択肢にはないけども、重点化するようにという指導を課長のほうからもしてもらっているところでございます。そしてもうひとつの不登校のという話なんんですけども、文科省のほうもＩＣＴを使ったり、また出席扱いをするという文書を出しているんですけども、その一項目の中に議長がおっしゃったように安易に不登校を、休むことを認めることにならないようにという一文が入っています。そのことを受けて、斑鳩町でも安易に休むイコール出席扱いに繋がることのないようにと学校長に命じているわけなんですけれども、その差異についてしっかりと見極めるようにという話をさせていただいたところです。
議長	ようわかりましてんけども、出席扱いにしながら、登校してもらえるように、働きかけっていうのか、努力をしてやっていただきたいとそのように思います。申し述べておきます。
委員長	他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。　松岡総務課長

総務課長 総務課から、（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事の工期の延長についてご報告をさせていただきます。

（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事については、令和5年6月20日付けで本契約を締結し、その後、関係機関との協議に時間を要したことなどから、同年12月22日付の変更契約により工期を延長し、令和6年4月30日の完成を目指し工事を進めてまいりましたが、施工過程において、想定外の掘削中の湧水や地下埋設物の撤去への対応に時間を見たことに加えまして、昨今の工事資材の不足により、施設の配線に必要な電線ケーブル等の調達に相当の遅れが生じたことなどから、工期内に工事を完了することができないこととなり、工事の工期を令和6年6月15日まで延長させていただくこととしたところでございます。

なお、このことに伴いまして、本件「工事請負契約の変更」及び「斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきまして、令和6年4月18日付で町長専決処分をさせていただいたところでございまして、6月定期会におきまして、承認事項として提出をさせていただくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

また、6月15日までに、工事の竣工、引渡しの後は、6月21日に竣工セレモニーを開催し、7月1日からの供用開始を予定しているところでございます。

議長様、総務常任委員会委員の皆様には、改めまして、竣工セレモニーのご案内を差しあげてまいりたいと考えておりますので、ご臨席を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 税務課より1点、ご報告させていただきます。

定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付、いわゆる調整給付についてでございます。

報道等で既にご承知のとおり、令和6年度におきましては、減税対象人数ひとりあたり、所得税で3万円、住民税で1万円の定額減税が行われることとなっております。

この定額減税を十分受けられない方々、つまり、定額減税しきれいな方々に対し

まして、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握されました令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額の合計額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給することとなっております。

実施にあたりましては、現在、準備を進めているところでございますが、今後専決処分等による予算補正により、すみやかに対応してまいりたいと考えておりますので、ご報告いたします。

以上、税務課からの報告とさせていただきます。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 教育委員会事務局生涯学習課から1点、町外プール施設の利用助成にかかります対象施設につきましてご報告をさせていただきます。

本助成制度は、施設の老朽化等による町民プールの代替事業として、昨年度（令和5年度）から実施させていただいたものであり、その対象施設を“県営の2つのプール施設”と“三郷町の町民プール”とし、令和6年度においても、子育て支援のより一層の充実のため、一部内容を充実させ、引き続き、実施する予定としておりました。

そうしたなか、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されまして、これまで以上に各プール施設の利用者が増加をしております。そうしたなか、三郷町の屋外プールにおいては、過去最高の利用人数となり、県内にとどまらず、県外から多くのプール利用者が訪れたことで、プールや駐車場、またさらには、周辺道路の渋滞を招くなど非常に混雑をいたしまして、三郷町の町民の方が施設を満足に利用できない状況であったということでございます。

のことから、三郷町におきましては、その対応について検討され、町民の方に施設を有意義に利用いただくため、町外利用者の利用の抑制を図ることとし、今回、町外利用者の屋外プールの利用料金につきまして、高校生以上の大人料金を700円から1,200円に、また、小学生・中学生の小人料金を300円から600円にそれぞれ引上げる形で見直しされたところでございます。

町といいたしましても、引き続き、三郷町の町民プールも多くの方に利用していただきたいと考えておりましたが、本助成制度を継続して実施いたしますことは、三郷町民の方の利便性を重視する三郷町の施策と逆行する形となりますことから、今

年度の本助成制度の実施におきましては、三郷町の町民プール施設について、町外プール施設の利用助成制度の対象外としてまいりたいと考えております。

なにとぞ、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 今、報告いただいたプールの件なんですけど、私の立場としては町民プールの代替やということについてはちょっと納得はしないんですけども、町外プールを利用する際の町の助成については別に悪いことだというふうに思っていません。三郷町さんのプールが要は使えなくなったということですけど、もともと三つの町外施設について利用の補助をされてますけども、それ以外のところのっていうのは話をしたのがだめだったのか、それかどうか考え方なのかなというのをちょっと聞かせてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 昨年度、この制度のつくっていくにあたりまして、事前に利用券の交付をさせていただいて、後ほどの補助申請等々の手間を省かせていただくということで制度設計をさせていただいたところでございます。また、利用にあたりましては近隣のプール、いわゆる、利用いただきやすい近隣のプールということで、県営の二つのプール施設と三郷町の町民プールということで話を進めさせていただいて、実施をさせていただいたところでございまして、他のプールにつきましてはそういったところから、お声掛け自体をさせていただいてないというのが事実でございます。

木澤委員 もともと町民プールは子どもさんがひとりで、自力で来れる、利用も多いということで、子どもさんが一人でも行けるという範囲で考えはったのかなというのはあるんですけども、どんどん他の町もプールを閉鎖してですね、利用できるところが少なくなっている中で、どうしても車で、親御さんと一緒に行かないというのもあるかもしれませんけど、県の方と協議をする中で、もうちょっと利用できるようなところを増やしていくとか、私の言っていることも私の思いとは矛盾して

いるところはあるんですけども、町民の皆さんのことを考えると、そうした利用方法についても検討の余地があるんじゃないかというふうに思いましたんで、また教育委員会のほうでも、考えていただければなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今の中止いうんですか、廃止になっているのは、プールは、斑鳩町はプールはつくらないということですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 当町におきましては、従前から代替事業の状況も見ながらということで、今、現時点ではつくらないと決定したわけではございません。引き続きこの状況等も見させていただきながら、また、議会のほうともご相談をさせていただきながら、慎重に検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解の方よろしくお願ひいたします。

嶋田委員 毎年毎年ね、他の行政区の顔色伺いながらするのやったら、つくりなはれや。ある程度老朽化している中央体育館に3億円のエアコンつけるぐらいでっせ。それやったらプールのひとつぐらいつくれまっしゃろ。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 引き続き、慎重に検討していきたいと思っておりますので、ご理解の方よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 宮崎委員

宮崎委員 前も私、個人的にお願いしていたんですけども、駒塚古墳ですかね、あそこの排水のことできちんと話していたんですけども、東側の住宅が梅雨時になったらあそこ水溜まって、とにかく蚊とか苔とかで悩んでおられるんで、私2年か3年前からずっと言っているんですけど、解決していただけるんですか。その辺検討しているのか教えてほしいんですけども。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 今、委員のおっしゃっていただいた駒塚古墳の東側の住宅地との間ですけども、基本的に排水状況というのは、雨が降るとかなり水が溜まって、かなり湿気た状況になっております。特に現在、町の史跡、町の指定文化財である駒塚古墳の指定の部分を触るような形での改修というのはできないといいますか、そういうことでござりますので、まだ検討しているという状況ではございません。

宮崎委員 私も案、出したんですけども、実際に掘ったりするのは無理だと思うんですけども、あの上にいらない土を置いて、できるだけ南の方へ、南に水路あるから南の方へ流したらどうやとは言ってたんですけど、遺跡を掘ったりするのは無理やと思うんで、土、残土でもいいから、土入れて、実際もっと発掘するんやったら、またその土をよけられますんでね、そういうふうなこと、ちょっといろんなこと考えていただいて、今、住民さん困っておられますんで、ちょっとその辺これから検討していただけたらいいと思いますんで、よろしくお願ひします。

生涯学習
課参事 ただ今の委員さんのご意見を承りまして、また内部で相談してまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

委員長 それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前9時50分 閉会)